

週休2日工事の実施について（概要版）



1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

2. 週休2日とは

本工事における「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休以上）相当の現場閉所や技術者、技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

※ただし、「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

3. 適用時期

・令和6年（2024年）4月1日以降の公告から適用

4. 対象工事

- ・週休2日工事【現場閉所】：現場閉所が可能な全ての工事
- ・週休2日工事【交替制】：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事
※緊急工事などは除く
- ・週休2日を標準の発注とする。（発注者指定型方式）

5. 成績評価および経費の補正

- ・週休2日【現場閉所・交替制】の確保の評価は、従来の施工成績評価のとおり、4週8休以上であれば加点評価（プラス1点）で評価を行う。
- ・工事発注は、当初予定価格から4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ発注する。
- ・労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

工事实施の流れ

公告段階

- ・入札公告文および特記仕様書に「週休2日工事」であることを明記する。

契約後

- ・計画工程表（休日取得計画）を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

工事施工段階

- ・1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努める。
- ・週休2日の実施状況を確認し、**4週8休以上確保していない場合は当初補正分を減額変更する。**

完成後

- ・工事監督員は、休日の取得状況を確認し、工事施行成績評価において適切に評価を行う。
- ・請負人（下請業者含む）はアンケート調査に協力する。

- 週休2日【現場閉所】で施工する場合、工期が長くなり、安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者とその給与等を含む現場管理費、機械経費の補正を行う。
- 週休2日【交替制】では、現場技術者とその給与等を含む現場管理費の補正を行う。

【補正係数】（4週8休以上）

	【現場閉所】	【交替制】
労務費	1.05	1.05
機械経費（賃料）	1.04	—
共通仮設費率	1.04	—
現場管理費率	1.06	1.03

週休2日を標準とした取組へ移行



週休2日工事実施要領 策定概要

労働基準法の改定により、建設業において令和6年4月より時間外労働規制が適用となります。
働き方改革の実現には、

週休2日（4週8休）を標準とした取組が重要です

・令和6年4月以降公告より適用

**発注方式は
発注者指定型方式
【現場閉所と交代制】**

【従来】

**施工者希望型と
発注者指定型の2つ**

- ・施工者希望型は、請負人が週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- ・発注者指定型は、請負人は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

【改定】

**発注者指定型のみとし、
現場閉所と交代制に分類**

請負人は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

※緊急工事などは除く

**補正の対象は
4週8休以上のみ**

【従来】

**閉所状況にあわせて
各経費の補正対象**

4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上
でそれぞれ各経費の補正対象

【改定】

**4週8休以上のみ
各経費の補正対象**

	【現場閉所】				【交代制】	
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率	労務費	現場管理 費率
現場の 閉所状況	4週6休未満	1.01	1.01	1.02	1.05	1.03
	4週7休未満	1.02	1.02	1.03	1.05	1.03
	4週7休以上	1.02	1.02	1.03	1.05	1.03
	4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04	1.03
	4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06	1.03

**工事成績評価は
従来とおり**

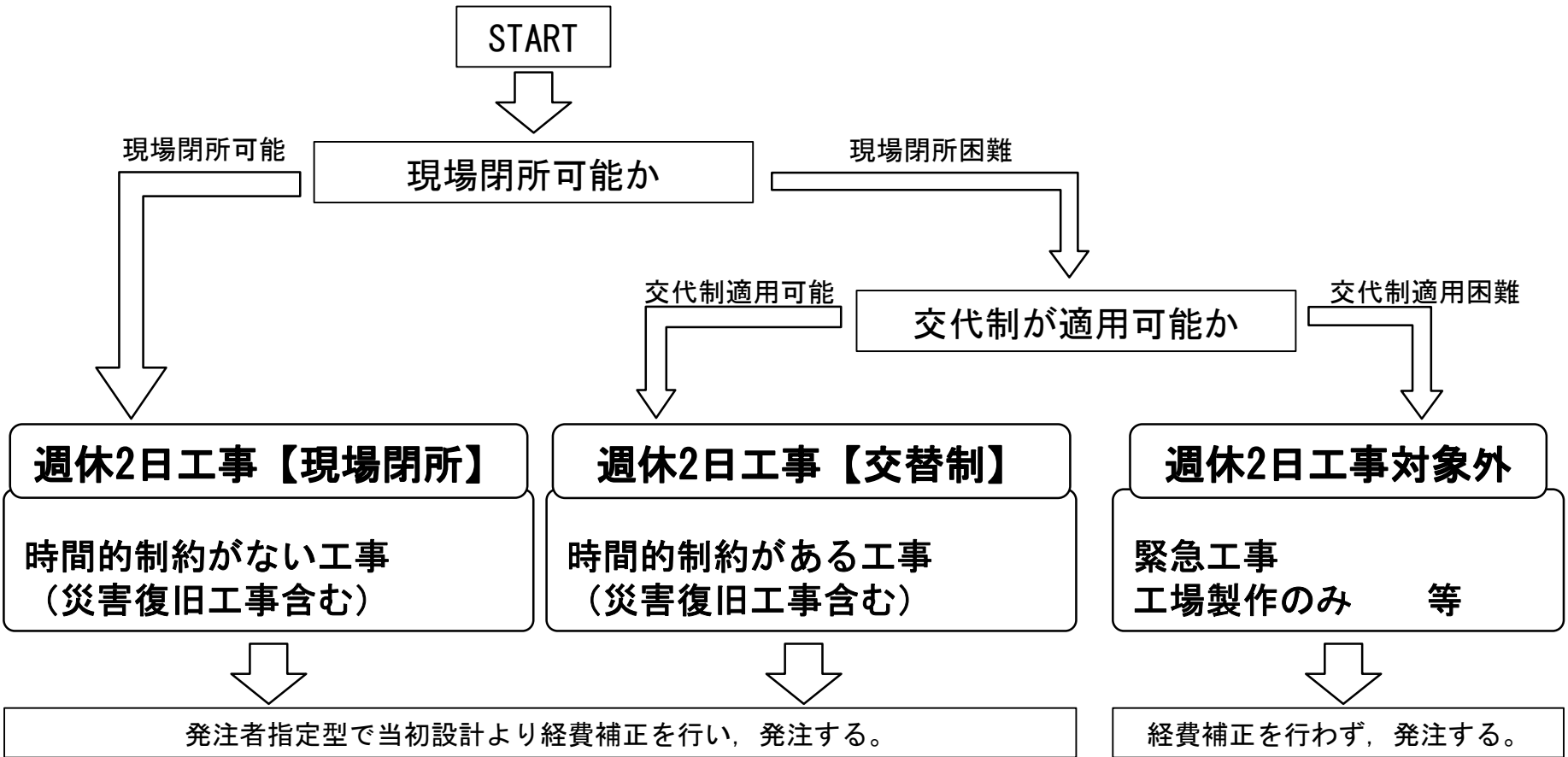
【従来とおり】

加点評価（プラス1点）

（様式-4K⑤ 8. その他）
措置内容に評価理由に「週休2日の確保を行った。」を記載し、加点評価を継続



週休2日工事の施工者希望型を終了し、
4週8休以上の閉所などを標準とした取組に移行
令和6年（2024年）4月以降公告より適用



補正対象は4週8休以上のみ
達成出来なかった場合は減額変更